

## 被扶養者認定に必要な提出書類一覧

家族の状況	提出 / 添付書類	同居していなくてもよい人					同居が条件の人			備考		
		配 偶 者	父 母	子	兄 弟 姉 妹	孫	祖 父 母	甥 姪	義 父 母		伯 父 叔 父	伯 母 叔 母
<b>必ず提出する書類</b>	被扶養者異動届（正・副2ページ） [IBM健保HPから印刷] （任意継続／特例退職は1ページ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	夫婦が共に被保険者で子を被扶養者とする場合、夫婦の収入額を「被扶養者異動届」の夫婦の収入額欄⑧に記入（証明書の添付は不要） *原則、収入の多い方の被扶養者となる	
	扶養状況届（子の出生時は提出不要） [IBM健保HPから印刷]	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	市区町村役場で交付される最新の所得証明書または非課税証明書 （18歳到達後の最初の3月31日を経過した方）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所得証明書は給与収入以外の収入の有無を確認します（金額が表示されたもの）。勤務先発行の源泉徴収票／税務署発行の課税証明書は不可	
	在学証明書（18歳到達後の最初の3月31日を経過した方で学生の場合）	△		△	△	△		△				
	健康保険資格喪失証明書（原本）または国民健康保険証（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	扶養状況届を参照	
その他必要な証明書類	退職した人 退職後雇用保険を受給しない人							○	○	○	退職後雇用保険（失業保険）を受給する場合で受給予定額が130万円以上／年（60歳以上は180万円）の時、受給期間中は被扶養者認定不可 （給付制限期間中のみ認定可） 申請時、雇用保険受給資格者証が入手できない場合は離職票で代用可とする。事後入手次第提出	
	退職後雇用保険を受給する人		○	○	○	○	○	○	○	○		
	現在働いている人	給与明細書（写）または収入見込額証明（社会保険適用外である証明）	○	○	○	○	○	○	○	○	給与明細書は連続する直近3ヶ月分の写し、または収入見込額証明（今後1年間）の場合は事業主印が必要	
	個人事業収入／不動産収入のある人	経費明細（収支内訳書など）を含む「確定申告書」（写）	○	○	○	○	○	○	○	○		
	個人事業を廃業した人	個人事業の廃業届出書（写）	○	○	○	○	○	○	○	○		
	年金受給者	最近の公的年金振込通知書（写） 最近の共済年金／企業年金の振込通知書（写）	△	△	△	△	△	○	△	○	○	申請中の場合は年金見込額照会回答票 遺族年金、障害者年金等の非課税分も対象
	別居の人	振込元、振込先、金額が明示されている仕送りに関する証明（銀行振込／現金書留等）（写）	○	○	○	○	○					銀行振込通知書（写）等の、毎月の仕送りを証明する直近3ヶ月分の書類を提出する *業務上の単身赴任の場合は添付不要
	親族 / 同居	住民票の謄本（世帯全員）	△	△	△	△	△	△	○	○	○	続柄表示。養父母、養子の場合には戸籍謄（抄）本または養子縁組届、内縁関係は住民票により同居を確認（別居の場合は認定不可）、特例退職は続柄表示の住民票必須。 所得証明書等が旧姓の場合「婚姻証明書」（原本）
		戸籍謄（抄）本（養子縁組届）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	外国籍の	住民票の謄本（外国人の場合）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	続柄・在留期間（1年以上）表示必須
障害者	障害者手帳（写）	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

○印：必ず提出    △印：該当する人は添付が必要    （写）の記述がない場合はオリジナルとなります。    注）扶養状況に応じて、追加書類が必要となる場合があります。